

第4種踏切の事故防止対策について

1. 当社の踏切数

平成26年10月1日現在で、1746箇所の踏切があります。

第1種踏切（踏切警標・踏切注意柵・警報機・遮断器を設置） 1529箇所

第3種踏切（踏切警標・踏切注意柵・警報機を設置） 75箇所

第4種踏切（踏切警標・踏切注意柵を設置） 142箇所

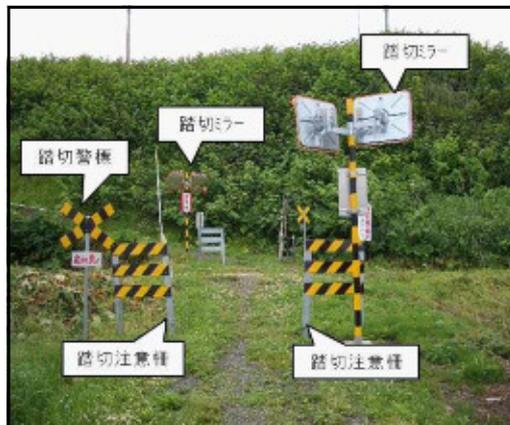
※踏切の種類は別紙を参照下さい。

2. 第4種踏切の現状と事故の状況

- ・昭和62年から平成25年度までの第4種踏切における踏切事故は50件発生しています。
- ・そのうち48件が踏切無視によるものです。
- ・近年では平成25年6月に江差線吉堀・神明間の清踏切で踏切内に進入してきた軽自動車と普通列車が衝突して助手席の女性が死亡しています。（平成26年5月に江差線木古内駅・江差駅間の廃止により清踏切は廃止となりました。）
- ・第4種踏切には踏切警標及び踏切注意柵を設置しており、さらに一定の見通し距離が確保できない箇所には踏切ミラーを設置しています。

3. 今回の実施対策

- ・踏切遮断機のない第4種踏切において、踏切手前で一旦止まっていただき、列車が来ない事を確認していただくために、「ふみきり注意 とまれ!」と表示したストップサインを132箇所（休止踏切10箇所を除く）に設置します。ストップサインは夜間においても分かるように、夜間は太陽電池により点滅します。
 - ・また、第4種踏切のうち11箇所の踏切は、幅が狭い事などから自動車の通行が出来ない踏切となっています。誤って自動車が踏切内に進入する事が無いよう5箇所に車両進入防止柵を設置します。（他の6箇所は既に柵が設置又は階段等により自動車の進入が出来ない構造となっています。）
- ※ストップサイン及び車両進入防止柵の設置工事は本年度から来年度の秋までに行う予定です。
- ※第3種踏切は踏切警報機があり、第4種踏切に比べて踏切事故が少ないことから、第4種踏切の事故防止対策を優先して実施します。



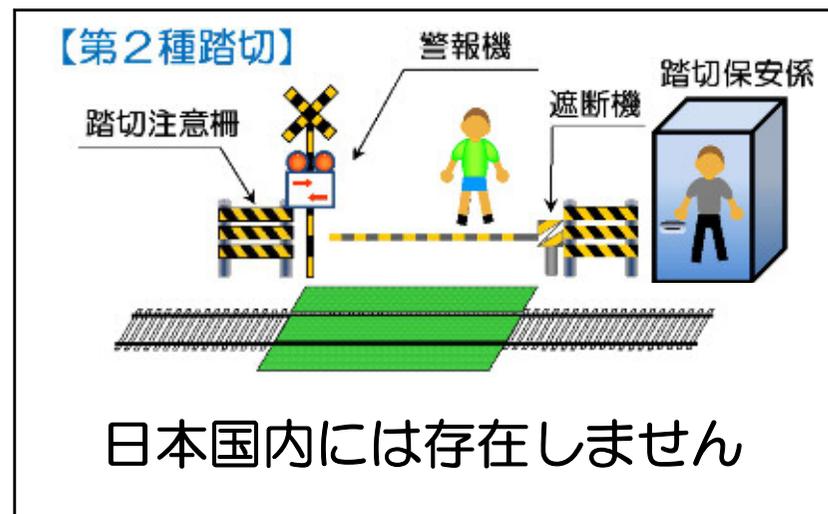
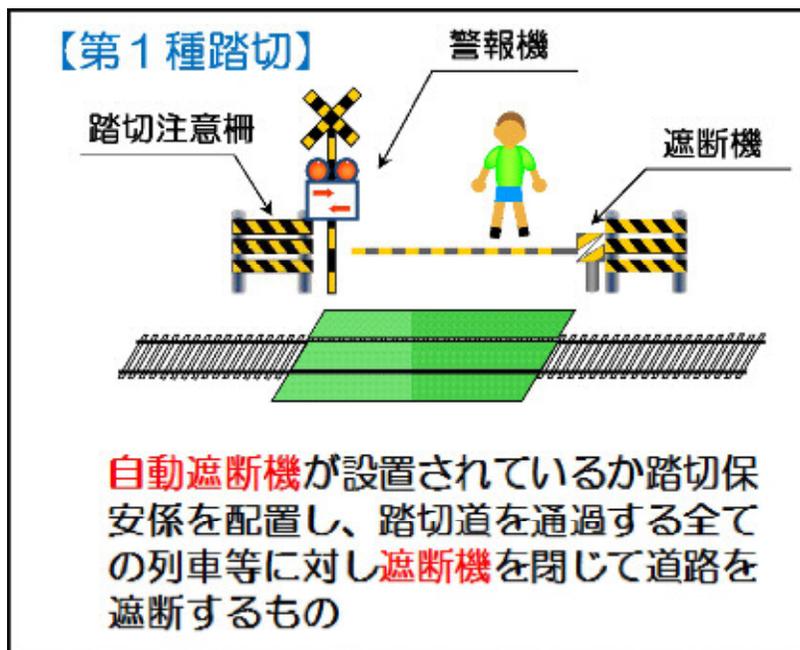
【既存の第4種踏切の設備】



【今回新設する設備（イメージ）】

【踏切の種類】

・踏切の種類は大きく4種類に分けられます。



※一定時間を限り踏切保安係員が遮断機を操作する踏切。既に日本国内には存在しません。

